

水道契約者の皆様

本 庄 市 水 道 事 業
本庄市長 吉田 信解

水道料金の基本料金の免除について

本庄市及び伊勢崎市では物価高騰による経済的負担を軽減するため、国の交付金を活用し、水道料金の基本料金を4か月間免除します。なお、超過料金及び下水道使用料等は対象外です。

<対象者>

- ・本庄市と給水契約を結んでいる方（官公署を除きます。）

<対象期間> ※検針は基本的に2か月に1回行います。

- ・偶数月検針地区：令和8年6月、8月検針分
- ・奇数月検針地区：令和8年7月、9月検針分
- ・毎月検針の方：令和8年6月～令和8年9月検針分

今回の免除について、手続は不要です。

《重要》

検針後に投函又は郵送する「水道使用量等のお知らせ（検針票）」には基本料金の免除後の水道料金が記載されています。

※詳しくは裏面参照。

ご不明な点等がありましたら、以下のお問合せ先までご連絡をお願いします。

【お問合せ先】

本庄市上下水道部経営管理課 0495-22-2151

◆裏面もあります◆

水道使用量等のお知らせ（検針票）の記載例【6月検針の場合】

【記載内容】

- ①…水道メーターの口径です。
- ②・③…免除後の金額が表示されています。
- ④…この記載がある検針分の基本料金が免除となります。

【水道基本料金 早見表】

以下の金額が免除されます。

メーター口径	基本料金 (2か月税込)	基本料金 (4か月税込)
13mm	2,178円	4,356円
20mm	3,146円	6,292円
25mm	5,390円	10,780円
30mm	8,800円	17,600円
40mm	18,480円	36,960円
50mm	35,200円	70,400円
75mm	81,400円	162,800円
100mm	125,400円	250,800円
150mm 以上	279,400円	558,800円

①

②

③

④

水道使用量等のお知らせ

令和8年6月分
(ご使用期間 8年4月4日～8年6月5日)

お客様番号	用途	口径	メーター番号
0000000	一般用	13 mm	00FJ0000

〇〇〇 〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 様

今回の指針	569 m ³
前回の指針 (-)	601 m ³
旧メーターの使用量 (+)	m ³
水道使用量	32 m³
水道料金 (10%)	1,980円
(内消費税相当額)	180円)
汚水排除量	32 m ³
下水道使用料等 (10%)	4,466円
(内消費税相当額)	406円)
合計金額	6,446円

上記金額の口座振替日は、令和8年6月29日です。
(このお知らせでは料金のお支払いはできません。)

検針日 令和8年6月5日 検針員 〇〇

(お客様へ) 前回の水道使用量：29m³

今回の検針による水道料金は基本料金を免除しております。

水道料金・下水道使用料等領収書 (口座振替用)

令和8年4月分

水道料金 (10%)	3,663円
(内消費税相当額)	333円)
下水道使用料等 (10%)	4,020円
(内消費税相当額)	365円)
合計金額	7,683円

振替日 令和8年4月27日

上記金額を領収いたしました。

本庄市長

登録番号 本庄市水道事業 T6800020001858
登録番号 本庄市下水道事業 T4800020001570

お問い合わせ先
本庄市上下水道部水道課 Tel. 0495-22-2151
裏面もご覧ください。

※基本料金に含まれている使用水量は1か月につき10m³(2か月につき20m³)までです。
※詳細については市の広報またはホームページで確認をお願いいたします。